

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 106

0501 社会福祉事務に要する経費 4,073,000 円 (2,087,000 円)

[国・県 18,000 円 一財 4,055,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：国民生活基礎調査(所得票)委託金 4,000 円]

[県委：社会保障制度に関する意識調査委託金 14,000 円]

○ 目的

福祉事務全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

○ 内容

委託料 福祉まつり事業委託料	150,000 円
職員健康診断委託料	145,000 円

(個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員が、B型肝炎及び結核に感染する危険を防止するため、予防接種と検査を実施する。)

補助金 子ども食堂補助金(提案型公募補助金対象事業)	450,000 円
通信運搬費 避難行動要支援者の登録通知	1,544,000 円

[担当：社会福祉課] P. 107

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 138,190,000 円 (128,210,000 円)

[一財 138,190,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金	138,190,000 円
取手市社会福祉協議会本所運営経費	97,184,000 円
藤代支所運営経費	17,761,000 円
在宅福祉サービス運営事業	738,000 円
ボランティア支援センター運営事業	798,000 円
成年後見事業	8,256,000 円
ヘルパーステーション運営事業	13,453,000 円

[担当：社会福祉課] P. 107

2201 民生委員に要する経費 17,799,000 円 (17,675,000 円)

[国・県 25,000 円 一財 17,774,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 25,000 円]

○ 目的

民生委員・児童委員の活動について、必要な支援を行う。

○ 内容

民生委員児童委員 189 人(内、主任児童委員 15 人)

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成

@93,300 円×189 人=17,633,700 円

[担当：社会福祉課] P. 107

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 1,066,000 円 (1,025,000 円)

[国・県 876,000 円 一財 190,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 876,000 円]

○ 目的

行旅病人等の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人公告官報掲載料 (3 回分)	42,000 円
行旅死亡人死体検案料 (3 体分)	300,000 円
墓地理葬法第 9 条死体火葬料 (5 体分)	50,000 円
行旅死亡人処理委託料 (5 体分)	484,000 円
無縁墓地管理経費	183,000 円

[担当：社会福祉課] P. 108

2401 遺族等の援護に要する経費 12,000 円 (546,000 円)

[一財 12,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

研修視察旅費 12,000 円

[担当：社会福祉課] P. 108

2501 更生保護に要する経費 750,000 円 (751,000 円)

[一財 750,000 円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

・取手地区保護司会負担金	274,600 円
・県更生保護協会負担金	77,000 円
・取手地区更生保護女性会取手支部補助金	98,000 円
・取手地区保護司会取手支部補助金	300,000 円

[担当：社会福祉課] P. 108

2801 地域福祉計画策定事業に要する経費 20,000 円 (180,000 円)

[一財 20,000 円]

○ 目的

取手市地域福祉計画について、第3期計画(令和2~5年度)の策定委員に対し、計画の進捗状況を報告する。来年度の評価実施に向け、協議・検討を行う。

○ 内容

取手市地域福祉計画策定委員謝礼 20,000 円

[担当：社会福祉課] P. 108

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 9,577,000 円 (9,438,000 円)

[国・県 7,244,000 円 一財 2,333,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 7,214,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 30,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

・ 支援給付金の給付 9,273,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等(国負担率3/4)と、配偶者支援給付(国負担率4/4)がある。取手市支援者数は5世帯6人(令和元年12月末現在)。

[担当：障害福祉課] P. 109

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 17,600,000 円 (18,380,000 円)

[一財 17,600,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病(令和元年7月から適用疾病333種類)の療養者で、継続的に入院・通院している方を対象に見舞金(年額20,000円)を支給する。

・ 扶助費 @20,000 円×880 人=17,600,000 円

[担当：健康づくり推進課] P. 109

3401 健康づくり推進事業に関する経費 1,970,000 円 (8,717,000 円)

[その他 1,000 円 一財 1,969,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入:食育料理イベント個人負担金 1,000 円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業を実施することで、市民全体の健康づくりを推進する。

○ 内容

- ・ 講師謝礼 200,000 円
健康づくり、幸せづくりの推進を図るための講師謝礼。
- ・ 健康づくりイベント賞品代 60,000 円
健康づくりイベントの賞品代。
- ・ 旅費 141,000 円
スマートウェルネスシティ首長研究会への出席、健康づくり施策会議や研修への参加等。
- ・ 消耗品費 155,000 円
健康づくりに係る啓発品等の購入。また食育料理イベントに必要な消耗品や材料を購入する。
- ・ 印刷製本費 348,000 円
ヘルスロードを案内周知するためのマップや健康づくりメニューの普及を図るための案内チラシを作成する。
- ・ 修繕料 88,000 円
健康づくりキャラクター着ぐるみの修繕。
- ・ 手数料 588,000 円
健康づくりキャラクター「とりかめくん」の商標登録出願等に係る手数料及び着ぐるみのクリーニング代。
- ・ 火災保険料 16,000 円
健康づくりキャラクター着ぐるみの損害保険料。
- ・ 負担金、補助金 374,000 円
食育推進事業補助金（協働提案型公募補助対象事業：こども農レッジ～こども食堂～事業 350,000 円）等。

[担当：健康づくり推進課] P.110

3402 チャレンジデー事業に関する経費 1,000,000 円（1,000,000 円）

[一財 1,000,000 円]

○ 目的

公益財団法人笹川スポーツ財団が主催する住民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー」への参加を通して、市民の健康づくり、地域におけるスポーツの振興及びコミュニティづくりを推進する。

○ 内容

- ・ チャレンジデー実行委員会委託料 1,000,000 円
令和2年5月27日に開催されるチャレンジデーの実施事務を実行委員会に委託する。

※チャレンジデーとは

毎年5月の最終水曜日に、人口規模がほぼ同じ自治体で、午前0時から午後9時までの間に、15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の「参加率(%)」を競い合い、敗れた場合は、対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインホールに1週間掲揚するというユニークなルールによって行われる住民総参加型のスポーツイベント。

[担当：健康づくり推進課] P. 110

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 120,921,000円(135,042,000円)

[国・県 5,802,000円 一財 115,119,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 2,901,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 2,901,000円]

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

・火災保険料 61,000円

取手ウェルネスプラザ及びウェルネスステージに係る火災保険料。

・ウェルネスプラザ指定管理料 118,700,000円

取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日。

指定管理者はとりで健幸づくりパートナーズ(代表構成員：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、構成員：コナミスポーツ株式会社)

・土地借上料 2,160,000円

取手ウェルネスプラザ第3駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P. 110

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 28,680,000円(25,386,000円)

[国・県 13,875,000円 一財 14,805,000円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000円]

○ 目的

平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率3/4(人口規模等により国庫負担に上限額がある)。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員(主任相談支援員 1 名・相談支援員 1 名・就労支援員 1 名)

委託費内訳

・ 人件費	23,842,000 円
・ 事業費	475,000 円
・ 事務費	2,996,000 円
・ 退職共済掛金	1,367,000 円

[担当：社会福祉課] P. 110

4401 生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費 319,000 円 (425,000 円)

[国・県 239,000 円 一財 80,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:生活困窮者住宅確保給付費負担金 319,000 円×3/4≒239,000 円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住宅確保給付金の支給を行う。賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額	単身世帯	上限 35,400 円
	複数世帯	42,000 円から

[担当：社会福祉課] P. 111

4501 んくもり学習支援事業に要する経費 1,930,000 円 (1,637,000 円)

[国・県 965,000 円 一財 965,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:んくもり学習支援事業費補助金 1,930,000 円×1/2=965,000 円]

○ 目的

本事業は、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

・ 事務員(定例)	987 円×6 時間×12 日×12 月×1 名≒	853,000 円
・ 調理員(臨時)	1,160 円×8 時間×3 日×2 名≒	56,000 円
・ 調理員(臨時)	992 円×8 時間×3 日×1 名≒	24,000 円
・ 法定福利費	2,606 円×1≒	3,000 円
・ 事業費		828,000 円
・ 事務費		166,000 円

[担当：社会福祉課] P. 111

4601 ひきこもり対策推進事業に要する経費 1,800,000円 新規

[一財 1,800,000円]

○ 目的

ひきこもりに対する支援について、関係機関と連携しながら相談業務に従事しているが、ひきこもり支援の特性として専門性を有する支援が必要であるため、定期的に外部の2団体にアドバイザーとして助言をいただき、ひきこもり相談のスキルを高め支援の充実を図る。

○ 内容

ひきこもり相談支援業務を委託により行う。

・ひきこもり相談支援業務委託料 1,800,000円

[担当：高齢福祉課] P. 111

5601 成年後見制度利用促進に要する経費 437,000円 (768,000円)

[一財 437,000円]

○ 目的

平成28年5月に成立した成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援を目的に、成年後見制度の利用促進を図る。

○ 内容

本市の区域における成年後見制度の利用の促進に関し調査審議するため、取手市成年後見制度利用促進審議会条例に基づき「取手市成年後見制度利用促進審議会」を開催する。

また、利用者や後見人等の相談窓口となり、家庭裁判所など関係機関同士の調整役を担う「中核機関」の機能の一部を取手市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）に委託し、行政との協働により設置する。

- ・成年後見制度利用促進審議会委員報酬 @6,700円×1人×3回=20,100円
@6,300円×14人×3回=264,600円
- ・中核機関運営委託料 @50,000円×2回×1.1=110,000円
- ・研修旅費 @12,000円

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 112

0501 障害福祉事務に要する経費 449,000円 (434,000円)

[一財 449,000円]

○ 目的

障害福祉の業務を円滑に実施する。

○ 内容

・報償費

身体障害者相談員は身体障害者のうちから、知的障害者相談員は知的障害者の保護者に委嘱する。

身体障害者相談員謝礼 @20,000円×4人=80,000円

知的障害者相談員謝礼 @20,000円×2人=40,000円

・委託料

職員健康診断委託料 73,000 円 (B 型肝炎検査 2 人、結核検査 2 人)

個別相談、家庭訪問など様々な方と接触する機会の多い職員が、B 型肝炎及び結核に感染する危険を防止するために予防接種と検査を実施する。

・補助金

障害者を支援する団体に団体活動費を補助し、障害者の福祉の増進を図る。

取手市身体障害者福祉協議会補助金 72,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,967,000 円 (1,838,000 円)

[一財 1,967,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために要した診断書料の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

診断書料のうち消費税額を除いた額の 1/2 で 5,000 円を上限に助成する。

@3,262 円×603 件≒1,967,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,802,000 円 (5,410,000 円)

[一財 5,802,000 円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関等への往復に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は 1 回の利用につき 700 円を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年 60 回限度

・その他の者 年 36 回限度

タクシー利用券印刷代 @500 円×420 冊×1.10= 231,000 円

タクシー利用料金助成 @740 円×580 枚×12 月=5,150,400 円

移送団体利用料金助成 @700 円×50 枚×12 月= 420,000 円

[担当：障害福祉課] P. 113

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,607,000 円 (1,504,000 円)

[一財 1,607,000 円]

○ 目的

18 歳以上の在宅の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット)4種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年4回(4月・7月・10月・1月)支給する。

・扶助費

@9,870円×37人×1.10×4回=1,606,836円

[担当：障害福祉課] P.113

2401 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 5,039,000円(4,747,000円)

[一財 5,039,000円]

○ 目的

訓練が必要な障害児(者)及び付添人が、障害者福祉施設又は学校等に通うために要する交通費、燃料費の一部を助成し、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

月額5,000円を限度に、年3回(8月・12月・4月)助成する。

<内訳>

・身体障害者	@15,400円×15人=	231,000円
・精神障害者	@32,300円×110人=	3,553,000円
・知的障害者	@38,500円×30人=	1,155,000円
・児童療育	@10,000円×10人=	100,000円
・合計		5,039,000円

[担当：障害福祉課] P.113

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

38,954,000円(39,343,000円)

[国・県 488,000円 その他 820,000円 一財 37,646,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 329,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 159,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 820,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援(夜間支援)を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から令和3年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターつつじ園指定管理料 38,067,000円

内訳) 障害福祉サービス等	31,213,000 円
地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援)	1,137,000 円
" 地域活動支援センター事業	5,717,000 円
・火災保険料	18,000 円
・修繕料	
旧館正面玄関の自動ドアの修繕	869,000 円

[担当：障害福祉課] P.113

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

10,386,000 円 (10,588,000 円)

[その他 315,000 円 一財 10,071,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:商工会藤代支所光熱水費使用料 315,000 円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に自立訓練(生活訓練)就労訓練を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から令和3年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターふじしろ指定管理料 10,370,000 円

・火災保険料

16,000 円

[担当：障害福祉課] P.114

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

21,398,000 円 (21,261,000 円)

[国・県 1,290,000 円 一財 20,108,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:地域生活支援事業補助金 870,000 円]

[県補:地域生活支援事業補助金 420,000 円]

○ 目的

在宅の障害者(主に身体障害者対象)の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から令和3年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 21,398,000 円

内訳) 障害福祉サービス等

12,398,000 円

[担当：障害福祉課] P.114

3001 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に要する経費 160,000円(0円)

[一財 160,000円]

○ 目的

第6期障害福祉計画(令和3年度から令和5年度)策定に伴い、障害福祉サービスの必要な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策を定める計画について検討するため、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員会を設置する。

○ 内容

- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員謝礼
@2,000円×20人×4回=160,000円

[担当：障害福祉課] P.114

3201 特別障害者援護に要する経費 20,909,000円(21,032,000円)

[国・県 15,670,000円 一財 5,239,000円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 20,893,680円×3/4=15,670,000円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護(児童にあっては常時の介護)を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・特別障害者手当 @27,200円×39人×12月=12,729,600円
- ・障害児福祉手当 @14,790円×41人×12月=7,276,680円
- ・福祉手当(経過措置) @14,790円×5人×12月=887,400円
年4回支給
5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)に支給
- ・通信運搬費 14,000円

[担当：障害福祉課] P.114

3301 介護給付費等に関する経費 1,564,564,000円(1,515,577,000円)

[国・県 1,169,250,000円 一財 395,314,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,559,000,000円×1/2=779,500,000円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,559,000,000円×1/4=389,750,000円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・ 障害者給付審査会委員報酬	1, 127, 000 円	
会長 @17, 000 円×1 人×7 回=	119, 000 円	
委員 @16, 000 円×9 人×7 回=	1, 008, 000 円	
・ 障害者給付審査会委員費用弁償	56, 000 円	
・ 扶助費(自立支援給付費)	1, 559, 000, 000 円	
介護給付費	832, 660, 275 円	
居宅介護	(79, 742, 604 円)	134 人
行動援護	(100, 000 円)	1 人
重度訪問介護	(84, 400 円)	2 人
同行援護	(7, 256, 862 円)	10 人
療養介護	(8, 898, 161 円)	3 人
生活介護	(567, 913, 664 円)	254 人
短期入所	(13, 262, 881 円)	15 人
施設入所支援	(155, 401, 703 円)	114 人
訓練等給付費	678, 277, 088 円	
共同生活援助	(166, 204, 822 円)	123 人
宿泊型自立訓練	(5, 397, 233 円)	3 人
自立訓練(機能)	(3, 056, 874 円)	3 人
自立訓練(生活)	(36, 194, 703 円)	20 人
就労移行支援	(67, 461, 378 円)	34 人
就労継続支援 A 型	(130, 971, 686 円)	88 人
就労継続支援 B 型	(265, 000, 560 円)	183 人
就労定着支援	(3, 989, 832 円)	13 人
計画相談支援給付費	24, 116, 432 円	
特定障害者特別給付費	23, 946, 205 円	
・ 消耗品費	346, 000 円	
・ 通信運搬費	33, 000 円	
・ 自立支援システム使用料	102, 000 円	
・ 請求審査サポートソフト使用料	792, 000 円	
・ 給付審査会医師意見書文書料	847, 000 円	(新規者・継続者 180 人分)
・ 障害支援区分認定調査業務委託料	715, 000 円	
障害福祉サービス(介護給付)の継続利用者に対し実施される、障害支援区分認定に要する調査を委託する。		
@5, 500 円×130 件=	715, 000 円	
・ 国保連支払審査手数料	1, 453, 140 円	

[担当：障害福祉課] P. 115

3302 自立支援医療に関する経費 56, 229, 000 円 (56, 233, 000 円)

[国・県 42, 153, 000 円 一財 14, 076, 000 円]

* 特財積算根拠

[国負:自立支援医療給付費負担金	更生医療	51,060,000円×1/2=25,530,000円
	育成医療	782,000円×1/2=391,000円
	療養介護医療費	4,362,000円×1/2=2,181,000円]
[県負:自立支援医療給付費負担金	更生医療	51,060,000円×1/4=12,765,000円
	育成医療	782,000円×1/4=195,500円
	療養介護医療費	4,362,000円×1/4=1,090,500円]

○ 目的

更生医療 身体障害者(身体障害者手帳所持者)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

育成医療 18歳未満の障害児(身体に障害のある方に限る)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

- ・更生医療給付費 51,060,000円
 - 内訳) 生保透析者 @300,000円×10人×12月=36,000,000円
 - 生保免疫者 @280,000円×2人×12月=6,720,000円
 - 一般肝臓・腎臓免疫者 @29,000円×7人×12月=2,436,000円
 - 一般免疫者 @41,000円×12人×12月=5,904,000円
- ・育成医療給付費 782,000円
 - 内訳) 肢体不自由児 @132,000円×2人 =264,000円
 - 咀嚼機能障害 @5,000円×2人×12月=120,000円
 - 心臓機能障害 @230,000円×1人 =230,000円
 - 肝臓機能障害 @7,000円×2人×12月=168,000円
- ・療養介護医療費 4,362,000円
 - 重度障害者療養介護分 @72,700円×5人×12月=4,362,000円
- ・審査支払手数料 25,000円

[担当:障害福祉課] P.115

3303 補装具費に関する経費 20,000,000円(20,000,000円)

[国・県 15,000,000円 一財 5,000,000円]

* 特財積算根拠

[国負:自立支援補装具費負担金 20,000,000円×1/2=10,000,000円]

[県負:自立支援補装具費負担金 20,000,000円×1/4=5,000,000円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、

日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

- ・補装具交付及び修理費 20,000,000 円
義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P.115

3304 地域生活支援事業に関する経費 56,907,000 円 (58,667,000 円)

[国・県 23,180,000 円 一財 33,727,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 15,633,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 7,547,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

- ・自立支援協議会委員謝礼 @2,000 円×25 人×4 回=200,000 円
自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

〈手数料〉

- ・成年後見制度利用支援事業(市長による後見開始の審判の申立)
申立鑑定料 @100,000 円×3 人×1.10=330,000 円
申立診断書 @10,000 円×3 人×1.10= 33,000 円
申立収入印紙、連絡用切手代 24,000 円

〈委託料〉

- ・意思疎通支援事業委託料 714,000 円
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。
手話通訳者・要約筆記者派遣費用 340,800 円
通訳者派遣事務費 @2,000 円×6 件×12 月=144,000 円
通訳者派遣交通費 @1,587 円×12 件×12 月=228,528 円
- ・手話通訳者報酬(1 名・報酬・交通費を含む) 824,180 円
意思疎通の合理的配慮として聴覚障害のある方と、職員とのコミュニケーションをサポートする手話通訳者を配置することにより、円滑な行政サービスの提供と市民サービスの向上を図る。
- ・精神障害者家族等相談員事業委託料
精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。
精神障害者家族等相談員事業委託料 @20,000 円×3 人=60,000 円

- ・地域活動支援センター事業委託料 5,198,136 円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施すると共に医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。

(委託先)地域活動支援センターI型「いなしきハートフルセンター」

竜ヶ崎保健所管内の5市2町(守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町)で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。
 - ・生活支援(生活訓練等)事業委託料 160,000 円

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。

(委託先)地域活動支援センター クローバ柏
- 〈負担金、補助及び交付金〉
- ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000 円

6市1町1村(取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市)で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額
 - ・社会参加促進事業補助金 837,000 円

社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金
 - ・成年後見制度利用支援事業

後见人等報酬助成金 @28,000 円×4人×12月=1,344,000 円
- 〈扶助費〉
- ・日常生活用具給付 23,160,000 円

ストマ用装具 18,846,110 円 その他の日常生活用具 4,312,951 円

ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。
 - ・自動車改造費助成 200,000 円

@100,000 円×2件
 - ・自動車運転免許取得費助成 100,000 円

@100,000 円×1件
 - ・移動支援 4,000,000 円

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。
 - ・日中一時支援 15,500,000 円

日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。
 - ・訪問入浴サービス 3,803,000 円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

@316,875 円×12 月 = 3,802,500 円

[担当：障害福祉課] P.117

3601 あげぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費
3,129,000 円 (3,205,000 円)

[一財 3,129,000 円]

○ 目的

入浴施設の利用料金を助成することにより経済的負担の軽減と、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあげぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」を利用した障害者とその付添人 1 名の入浴施設の利用料金 200 円を助成する。

各指定管理施設における障害者とその付添人の利用人数の実績と見込みをもとに積算。

・入浴施設障害者使用料助成

@200 円×15,645 人=3,129,000 円

各施設ごとの内訳

あげぼの 2,905 人 さくら荘 1,860 人 かたらいの郷 10,880 人

[担当：障害福祉課] P.117

3701 緊急通報システム事業に関する経費 167,000 円 (71,000 円)

[その他 11,000 円 一財 156,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:緊急通報システム設置費負担金 11,000 円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし障害者に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置、自動通報を行う火災報知器、安否センサーによる自動通報装置を設置することにより、早期対応を行える体制を整えることで、ひとり暮らしの障害者の不安を軽減する。また、相談ボタンによって医師や看護師による専門的な相談に応じる。

※H30 年度から高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

・緊急通報システム使用料 167,000 円

現在利用者分 端末使用料 @1,800 円×1.10×5 台×12 月=118,800 円

新規設置分 端末使用料 @1,800 円×1.10×2 台×12 月= 47,520 円

[担当：障害福祉課] P.117

3703 障害者移動支援事業に関する経費 1,736,000 円 (1,372,000 円)

[一財 1,736,000 円]

○ 目的

障害者の外出の促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際の費用

の一部を助成するとともに、移送団体に対して補助を行うことで、サービスの充実を図る。
※H30年度から高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

障害者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を助成する。

・助成券印刷代

移送団体助成券 @5.4円×3,000枚×1.10=17,820円

タクシー共通助成券 @5円×2,000枚×1.10= 11,000円

・移送サービス介助等補助金

@300円×120件×12月= 432,000円

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

・扶助費

移送サービス等利用料助成

移送団体助成券 @700円×120件×12月=1,008,000円

移送団体・タクシー共通助成券 @740円×30件×12月= 266,400円

[担当：障害福祉課] P.118

3801 合理的配慮の提供支援事業に要する経費 470,000円 (593,000円)

[一財 470,000円]

○ 目的

障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成する。

○ 内容

・合理的配慮提供支援助成金 470,000円

助成額は対象経費全額とし、上限額はコミュニケーションツールの作成助成金は10,000円、物品購入助成金は50,000円、段差の解消等の改修工事助成金は100,000円。

(内訳)

コミュニケーションツールの作成助成金 @10,000円×2件= 20,000円

物品購入助成金 @50,000円×5件=250,000円

段差の解消等の改修工事助成金 @100,000円×2件=200,000円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.119

2202 緊急通報システム事業に関する経費 11,655,000円 (12,160,000円)

[その他 1,201,000円 一財 10,454,000円]

* 特財積算根拠

[負担金:緊急通報システム設置費負担金 1,201,000円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等の世帯へ突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に

早急な通報ができる緊急通報装置を貸与し、緊急時の救助活動を迅速にすることで、高齢者やその家族等の不安を軽減する。緊急通報装置は、自身でボタンを押して通報する機能のほかに、自動通報機能の火災報知器、安否センサー、相談ボタンによる医師や看護師、専門の相談員などへ常時相談ができる機能を有している。

○ 内容

緊急通報システム使用料 既存利用者分 @1,800×1.10×475台×12月=11,286,000円
新規設置分 @1,800×1.10×5台×12月=118,800円

[担当：高齢福祉課] P. 119

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 13,579,000円 (13,257,000円)

[一財 13,579,000円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える、初乗り運賃相当額を助成する利用券を交付するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @700円×770件×12月=6,468,000円

移送団体・タクシー共通利用券 @740円×370件×12月=3,285,600円

・福祉車両点検整備費補助事業 540,000円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@300円×770件×12月=2,772,000円

・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。

[担当：高齢福祉課] P. 120

2206 愛の定期便事業に関する経費 502,000円 (608,000円)

[一財 502,000円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている65歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行う事業。最大週3回(月・水・金)利用者負担なし。

乳酸菌飲料業者配達 月・水曜日 @73円×2本×98日×22人×1.10=346,254円

社協ヘルパー配達 金曜日 @37円×2本×51日×36人×1.10=149,450円

[担当：高齢福祉課] P. 120

2208 お休み処に関する経費 6,293,000円 (4,657,000円)

[その他 1,220,000 円 一財 5,073,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,220,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、ボランティアスタッフを活用し、運営支援を行う。また、戸頭お休み処に設置しているエアコンが経年劣化により運転出力が低下しているため、改修工事を行う。

・お休み処施設賃借料(家賃・共益費)

戸頭 @56,730 円×12 月=680,760 円

井野 @50,640 円×12 月=607,680 円

・会計年度任用職員報酬

戸頭 4 月、10 月～3 月 @987 円×3 時間×22 日×7 月×2 名= 911,988 円

5 月～9 月 @987 円×3 時間×22 日×5 月×1 名= 325,710 円

@987 円×4 時間×22 日×5 月×1 名= 434,280 円

井野 @987 円×6 時間×11 日×12 月×2 名=1,563,408 円

・戸頭お休み処空調改修工事(天吊型)

@1,177,000 円×1.1=1,294,700 円

[担当: 高齢福祉課] P. 121

2301 敬老祝金支給に要する経費 6,869,000 円 (6,149,000 円)

[一財 6,869,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

99 歳以上対象者については、訪問し褒賞と祝金を手渡しする。

敬老祝金 6,690,000 円 88 歳 @10,000 円×524 人= 5,240,000 円

99 歳以上 @10,000 円×145 人= 1,450,000 円

[担当: 高齢福祉課] P. 121

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 34,200,000 円 (34,200,000 円)

[その他 10,003,000 円 一財 24,197,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:シルバー人材センター貸付金元利収入 10,003,000 円]

(1)取手市シルバー人材センター補助金 24,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

(2)取手市シルバー人材センター貸付金 10,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金(会員の仕事の対価)の立替え払い用資金に資するための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、翌月 15 日に会員へ配分金の支払いを行っている。円滑に配分金が支払えるよう、運営資金を貸し付け、年度内に償還させる。

[担当：高齢福祉課] P.121

2801 あげぼの管理運営に関する経費 75,258,000 円 (40,898,000 円)

[地方債 28,000,000 円 その他 7,780,000 円 一財 39,478,000 円]

* 特財積算根拠

[市債:あげぼの施設整備事業債 35,000,000 円×80%=28,000,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 7,000,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 780,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

浴場の利用と趣味教室活動の場として、月約 4,000 人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 30 年度から令和 3 年度の 4 年間。

令和 2 年度は、室内の雨漏り解消と、老朽化した外壁屋根からの落下物による事故防止のため、外壁・屋根改修工事を実施し、利用者の利便性と安全性の向上を図る。

・指定管理料 39,409,000 円

・外壁・屋根改修工事 35,000,000 円

[担当：高齢福祉課] P.122

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 34,821,000 円 (33,466,000 円)

[一財 34,821,000 円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心として、月約 7,000 人が利用している。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。指定管理契約期間は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間。

・指定管理料 34,800,000 円

[担当：高齢福祉課] P.122

2804 さくら荘管理運営に関する経費 32,975,000 円 (70,441,000 円)

[一財 32,975,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約 2,000 人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 30 年度から令和 3 年度の 4 年間。

・指定管理料 32,650,000 円

[担当：高齢福祉課] P.122

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 7,808,000 円 (7,987,000 円)

[その他 639,000 円 一財 7,169,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 639,000 円]

○ 目的

身体機能は自立しているが、家族からの虐待や経済的困窮などの理由により在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者 3 名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により本人から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P.123

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 3,164,000 円 (3,168,000 円)

[国・県 505,000 円 一財 2,659,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 505,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブの活動を支援し、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者の生きがいと地域活動を促進する。

○ 内容

高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

・基本額	@ 20,000 円×39 クラブ＝	780,000 円
・人数割 30 人以下	@ 7,200 円× 6 クラブ＝	43,200 円
31 人から 49 人	@ 21,600 円× 8 クラブ＝	172,800 円
50 人から 74 人	@ 64,800 円×16 クラブ＝	1,036,800 円
75 人以上	@104,400 円× 9 クラブ＝	939,600 円

[担当：健康づくり推進課] P. 123

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 6,708,000 円 (1,999,000 円)

[その他 4,510,000 円 一財 2,198,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 4,510,000 円]

○ 目的

地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設（いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西・稲・藤代）の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいづくりを図る。

○ 内容

健康体操、趣味教室、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住 60 歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理期間は平成 30 年度から令和 3 年度。

- ・火災保険料 4,000 円
いきいきプラザに係る火災保険料
- ・いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料 1,952,000 円
いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代)の指定管理料 (8,688,000 円)のうち施設管理に関する経費。運営に関する経費 (6,736,000 円) は介護保険特別会計で支出。
- ・いきいきプラザエレベーター改修工事請負費 4,752,000 円
いきいきプラザに設置しているエレベーターの改修に関する経費。

[担当：高齢福祉課] P. 123

3801 高齢者の健康増進に要する経費 500,000 円 新規

[一財 500,000 円]

○ 目的

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、介護予防を推進することを目的とする。

○ 内容

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する特定非営利活動法人地域総合型スポーツクラブ取手セントラルクラブに対して、補助金を交付する。

- ・公募補助事業（取手市みんなの補助金）

プラチナ健康教室事業補助金 @500,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 124

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,598,000 円 (5,455,000 円)

[一財 4,598,000 円]

○ 目的

低所得者(保険料段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者)の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の30%、20%、15%をそれぞれ助成する。

保険料段階区分第1段階者：高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方
又は世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と
公的年金等収入額の合計金額が80万円以下の方

@75,000 円×150名×30%=3,375,000 円

保険料段階区分第2段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と
公的年金等収入額の合計金額が80万円超120万円以下の方

@85,000 円×40名×20%=680,000 円

保険料段階区分第3段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と
公的年金等収入額の合計金額が120万円超の方

@82,000 円×40名×15%=492,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 124

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,523,000 円 (7,522,000 円)

[一財 7,523,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,500,000 円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 125

6501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 1,020,000 円 新規

[その他 1,020,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:高齢者福祉基金繰入金 1,020,000円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

公益社団法人取手市医師会に委託し、切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築や地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

在宅医療・介護連携システム委託料 @1,020,000円

1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当:子育て支援課] P.125

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 10,000円(10,000円)

[一財 10,000円]

○ 目的

配偶者等からの暴力に関する相談、支援を行う。

○ 内容

相談、支援に係る事務経費。

・旅費	普通旅費	4,000円
	研修旅費	4,000円
・需用費	消耗品費	2,000円

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当:国保年金課] P.126

0501 医療福祉事務に要する経費 16,239,000円(16,442,000円)

[国・県 5,038,000円 一財 11,201,000円]

* 特財積算根拠

[県補:医療福祉事務費 10,076,000円×1/2=5,038,000円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

・審査支払手数料 マル福分(国保連合会)	3,286,000円
	(支払基金) 5,117,000円(調剤以外)
	(支払基金) 1,674,000円(調剤)
ぬくもり分(国保連合会)	222,600円
	(支払基金) 1,535,100円(調剤以外)
	(支払基金) 446,400円(調剤)
・国保連合会共同電算処理委託料	1,928,000円

[担当：国保年金課] P. 126

0601 医療福祉費助成に要する経費 606,660,000円(639,110,000円)

[国・県 239,343,000円 その他 54,876,000円 一財 312,441,000円]

* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 533,560,000円－高額療養費返納金 54,874,000円) ×1/2
=239,343,000円]

[諸収入：高額療養費返納金 54,874,000円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000円]

[諸収入：その他返納金 1,000円]

○ 目的

出生から18歳(高校生相当年齢)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、少子化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける0歳児から18歳(高校生相当年齢)までの小児を対象に、保険診療分費用の一部を取手市が負担するぬくもり医療支援事業を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P. 126

0501 国民年金事務に要する経費 594,000円(561,000円)

[国・県 594,000円]

* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 594,000円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った場合の障害基礎年金や家計の大黒柱である世帯主等を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

・ 需用費	年金パンフレット購入費	95,700円
・ 役務費	年金事務センター報告書通信運搬費	93,600円
・ 使用料及び賃借料	年金端末機使用料	348,000円

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P. 128

0701 幼児教育・保育の無償化に要する経費 8,005,000円(0円)

[国・県 8,005,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:子ども・子育て支援事業費補助金 8,005,000 円]

○ 目的

幼児教育・保育の無償化に関する業務執行に必要な職員時間外勤務手当、需用費、役務費、事務職員派遣委託料、備品購入のための経費。

○ 内容

時間外勤務手当 3,456,000 円

需用費 612,000 円

役務費 400,000 円

事務職員派遣委託料 3,438,000 円

備品購入費 99,000 円

[担当:子育て支援課] P.128

1001 児童福祉審議会に要する経費 186,000 円 (233,000 円)

[一財 186,000 円]

○ 目的

本市における子ども・子育て支援及び児童福祉全般に関する事項について調査、審議する。

○ 内容

児童福祉審議会委員報酬 178,000 円

児童福祉審議会委員旅費 8,000 円

年4回開催。「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」の進行管理に関する事、ならびに特定教育・保育施設の利用定員に関する事などについて審議。

[担当:子育て支援課] P.129

1201 子ども・子育て事業に要する経費 8,786,000 円 (10,234,000 円)

[国・県 5,840,000 円 その他 21,000 円 一財 2,925,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 2,920,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 2,920,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 21,000 円]

○ 目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、地域や子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子ども・子育て支援に関する事業を実施する。

○ 内容

利用者支援事業実施経費

・子育てコーディネーター

市内全ての地域子育て支援センター(白山、井野なないろ、戸頭、藤代)に、子育て支援員の資格を有する職員を配置し、育児不安や、子どもの育ちの相談に応じる。必要があれば適切な支援機関につなげる。

・保育コンシェルジュ

子育て支援課窓口で、専任職員が子育てに関する施設・利用サービスの情報提供や利用者にとって最適な子育て支援に係る施設・サービス等を提案し、円滑な利用の手助けを行う。

[担当：障害福祉課] P. 129

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 40,719,000円(41,945,000円)

[一財 40,719,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、平成30年度から令和3年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

通園部門(単独通園、親子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、心理指導など)、相談部門(発達相談、就学相談)を三本柱として専門的な療育を行う。

その他の事業として、こども発達センターの継続利用者で小学校2年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

また、平成30年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援体制の充実を図る。

・委託料

こども発達センター指定管理料 40,701,000円

・火災保険料 18,000円

[担当：子育て支援課] P. 130

2101 家庭児童相談室に要する経費 7,230,000円(6,028,000円)

[国・県 218,000円 その他 561,000円 一財 6,451,000円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 109,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 109,000円]

[負担金:子育て支援短期利用者負担金 34,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 17,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 510,000円]

○ 目的

家庭における適正な養育、その他児童福祉の向上を図るよう、相談、援助を行う。

○ 内容

相談事業に携わる、家庭相談員経費及び事務経費。相談業務従事者の感染予防経費。保護者の病気等によりお子さんの養育できなくなったときに、養育を代行する子育て支援事業経費。令和2年度は、平成28年児童福祉法の改正により、設置が義務(努力義務)付けられた「子ども家庭総合支援拠点」を設置するために、設置の要件である面談室の整備のための備品を計上する。

・報酬	家庭相談員報酬	5,181,000円
・職員手当等		323,000円
・共済費		782,000円
・旅費		81,000円
・需用費		37,000円
・委託料	職員健康診断委託料	73,000円
	子育て支援短期利用事業委託料	207,000円
・備品購入費	子ども家庭総合支援拠点用備品	546,000円

[担当：子育て支援課] P.130

2801 児童扶養手当に要する経費 349,195,000円 (421,817,000円)

[国・県 116,258,000円 一財 232,937,000円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 348,772,000円×1/3≒116,257,000円]

[県補：母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金 1,000円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともしない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童(心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満)を監護している父・母または両親にかわって養育している方(所得制限あり)

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	42,910 (令和2年4月支給額変更 43,160)
2	53,050 (令和2年4月支給額変更 53,350)
3	59,130 (令和2年4月支給額変更 59,460)

※ 3人目以降は、6,080円(令和2年4月からは6,110円)ずつ加算

一部支給の場合 月額43,150円から10,180円まで段階的に支給する。

手当支給月は、5月、7月、9月、11月、1月、3月で年6回支給する。

対象者数：全部支給390人、一部支給330人、2子加算200人、3子以降加算70人

[担当：子育て支援課] P.131

3001 要保護児童対策事業に要する経費 365,000円 (328,000円)

[国・県 136,000円 一財 229,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 68,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 68,000円]

○ 目的

取手市要保護児童対策地域協議会の運営と、要保護児童等の未然防止、早期発見、早期支援、適切な保護を行う。

○ 内容

要保護児童対策地域協議会を調整運営するための経費。研修及び所在不明児調査訪問旅費。児童虐待防止の啓発活動費。児童虐待等の問題を抱える家庭に対する養育の相談支援訪問の委託費。

・ 報償費	講師謝礼	105,000 円
	協議会委員謝礼	26,000 円
・ 旅費		6,000 円
・ 需用費		67,000 円
・ 役務費		34,000 円
・ 委託料	養育支援訪問事業委託料	127,000 円

[担当：子育て支援課] P. 131

3201 児童療育システムに関する経費 2,772,000 円 (2,743,000 円)

[国・県 1,048,000 円 一財 1,724,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 707,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 341,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる各機関の療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

引き続き、巡回相談を充実させるために巡回相談員の回数を確保し、家庭児童相談室の職員（心理士）は巡回相談以外の個別の相談に対して、療育的な視点が必要な子どもに対して心理的アプローチを行う等、丁寧に対応していく。また、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。

・ 巡回相談員謝礼	@20,000 円×120 回＝	2,400,000 円
・ 講演会講師謝礼	@20,000 円× 2 回＝	40,000 円
・ 療育システム連絡会会員謝礼	@20,000 円×1 人＝	20,000 円
・ 旅費	研修旅費	4,000 円
・ 需用費		66,000 円
・ 役務費		1,000 円
・ 材料及び賃借料	公用車リース料	221,000 円
・ 負担金、補助及び交付金		20,000 円

[担当：障害福祉課] P. 132

3202 ペアレントメンターに関する経費 148,000 円 (148,000 円)

[国・県 62,000 円 一財 86,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:地域生活支援事業補助金 42,000 円]

[県補:地域生活支援事業補助金 20,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、親にとって信頼のおける相談相手としての親（ペアレントメンター）を養成し、保護者支援の充実を図る。

○ 内容

- ・ペアレントメンター研修講師謝礼 @50,000 円×2 回=100,000 円
- ・ペアレントメンター相談活動謝礼 @2,000 円×2 人×12 回=48,000 円

[担当：子育て支援課] P.132

3301 少子化対策事業に要する経費 5,276,000 円 (5,026,000 円)

[国・県 1,866,000 円 その他 57,000 円 一財 3,353,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 933,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 933,000 円]

[諸収入:とりでファミリー・サポートセンター入会金 57,000 円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 5,276,000 円

[担当：子育て支援課] P.132

3901 児童手当事務に要する経費 4,840,000 円 (4,583,000 円)

[その他 6,000 円 一財 4,834,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入:雇用保険料本人負担分 6,000 円]

○ 目的

児童手当の給付事務を、適正かつ迅速に支給する

○ 内容

申請書受理・審査認定・支給決定までの一連の事務処理

報酬	1,878,000 円
職員手当等	132,000 円
共済費	318,000 円
旅費	86,000 円
需用費	86,000 円
役務費	2,340,000 円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.133

2601 児童手当支給に要する経費 1,426,200,000円 (1,446,000,000円)

[国・県 1,208,800,000円 一財 217,400,000円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者3歳未満児童手当 261,000,000円×37/45=214,600,000円]

[県負：被用者3歳未満児童手当 261,000,000円×4/45=23,200,000円]

[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 880,800,000円×4/6=587,200,000円]

[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 880,800,000円×1/6=146,800,000円]

[国負：非被用者中学校修了前児童手当 237,600,000円×4/6=158,400,000円]

[県負：非被用者中学校修了前児童手当 237,600,000円×1/6=39,600,000円]

[国負：特例給付者児童手当 46,800,000円×4/6=31,200,000円]

[県負：特例給付者児童手当 46,800,000円×1/6=7,800,000円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000円

3歳以上～小学生 10,000円 第3子以降は15,000円

中学生 10,000円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000円

・対象者数：3歳未満1,750人、3歳～小学生6,330人、中学生2,160人、
特例給付780人

・年3回支給 6月支給(2月分から5月分まで)、10月支給(6月分から9月分まで)、
2月支給(10月分から1月分まで)

[担当：障害福祉課] P.133

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,760,000円 (3,060,000円)

[国・県 828,000円 一財 1,932,000円]

* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 3,000円×46人×12月×1/2=828,000円]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

⑤,000円×46人×12月=2,760,000円

月額 5,000 円 年 3 回支給 8 月(4~7 月分)、12 月(8~11 月分)、4 月(12~3 月分)支給

[担当：障害福祉課] P. 134

2901 障害児施設給付費に要する経費 424,975,000 円 (377,629,000 円)

[国・県 318,000,000 円 一財 106,975,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：障害児施設給付費負担金 424,000,000 円×1/2=212,000,000 円]

[県負：障害児施設給付費負担金 424,000,000 円×1/4=106,000,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)について、障害児通所給付費として支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害児通所給付費 424,000,000 円
 - 児童発達支援 93,280,000 円 230 人
 - 放課後等デイサービス 313,760,000 円 280 人
 - 保育所等訪問支援 5,512,000 円 8 人
 - 居宅訪問型児童発達支援 424,000 円 3 人
 - 障害児相談支援 11,024,000 円
- ・ 国保連支払審査手数料 975,000 円

[担当：障害福祉課] P. 134

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 245,000 円 (242,000 円)

[国・県 74,000 円 一財 171,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 56,074 円×4 台×1/3=74,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器、FM 型補聴器の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で 70 デシベル未満又は専門医等が必要であると認められた児童で、片耳の聴力レベルが 70 デシベル以上の軽度・中等度の難聴児への補聴器、FM 型補聴器購入の費用の一部を助成する。

軽度・中等度難聴用補聴器(補助額は基準価格の 2/3)

@56,074 円×4 台×2/3=149,531 円

FM 型補聴器(補助額は基準価格の 1/3)

@268,000 円×1.06×1 人分×1/3=94,693 円

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.134

2001 民間保育園入所に要する経費 2,093,243,000円 (1,765,479,000円)

[国・県 1,389,202,000円 その他 61,852,000円 一財 642,189,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 887,722,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 424,586,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 76,894,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 61,852,000円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	定員	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
取手保育園	90	65	366	216	489	1,136	107,927,516
ふたば保育園	50	31	228	96	233	588	76,637,429
育英保育園	90	66	343	215	415	1,039	98,448,572
たちばな保育園	90	68	408	219	487	1,182	114,246,953
共生保育園	60	71	237	136	336	780	94,878,619
稲保育園	90	100	381	245	475	1,201	121,695,647
戸頭東保育園	138	118	390	176	395	1,079	108,186,989
藤代駅前ナーサリースクール	60	72	192	72	60	396	62,522,747
計	668	591	2,545	1,375	2,890	7,401	784,544,472

地域型保育園児入所委託料

(単位：人数、円)

園名	定員	0歳児	1・2歳児	計	入所委託料
取手市医師会どんぐり保育園	30(地域枠8)	47	191	238	43,642,656

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	入所委託料
チューリップ幼稚園	35	336	26,146,755
チューリップ第二幼稚園	25	315	26,186,295
計	60	651	52,333,050

認定こども園1号認定児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

認定こども園2号3号認定児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	委託料	2号認定	3号認定	委託料	
幼 保 連 携 型	取手ふたば文化	230	1,488	58,405,286	444	409	83,911,271
	めぐみ幼稚園	142	707	35,861,297	451	321	72,447,947
	戸頭さくらの森	132	763	39,458,162	415	219	58,126,262
	みどりが丘幼稚園	256	1,618	79,204,627	561	238	68,192,759
	たかさごスクール取手	153	124	26,333,628	913	758	148,136,603
	取手幼稚園	70	396	29,904,045	264	216	67,210,865
	つつみ幼稚園	188	1,680	72,094,410	360	216	62,699,187

幼稚園型	白山幼稚園	95	974	50,401,747	158	-	20,403,941
	光風台幼稚園	115	1,137	71,333,279	96	-	25,998,765
	あづま幼稚園	178	887	62,823,150	216	336	79,558,744
計		1,559	9,774	525,819,631	3,878	2,713	686,686,344

[担当：子育て支援課] P.134

2101 乳幼児保育に要する経費 9,033,000 円 (9,033,000 円)

[国・県 4,516,000 円 一財 4,517,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:乳児等保育事業費補助金 4,516,000 円]

○ 目的

民間保育園等における乳児等の保育に従事する保育士の雇用に要する費用の助成を行い、民間保育園等における乳児等の保育体制整備の向上を図る。

○ 内容

補助金額は、各月初日における1歳児数に基づき算定

月額 3,900 円×1歳児数 193 名×12 月=9,032,400 円

[担当：子育て支援課] P.135

2201 民間保育園運営に要する経費 80,407,000 円 (471,873,000 円)

[国・県 20,568,000 円 一財 59,839,000 円]

* 特財内訳

[国補:子ども・子育て支援交付金 8,934,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 8,934,000 円]

[県補:保育対策総合支援事業補助金 2,700,000 円]

○ 目的

民間保育園等の健全で安定した運営と、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園等に対して民間保育園運営補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園等の設置者に設置者負担分相当額を助成する。

そのほか事業実施の民間保育園等に次の補助金を交付する。

保育体制強化事業補助金、障害児保育事業補助金、特別支援教育費補助金、一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金、病児・病後児保育事業補助金、実費徴収に伴う補足給付補助金

補助金内訳 1

(単位:円)

区分	取手保育園	ふたば保育園	育英保育園	たちばな保育園	共生保育園	稲保育園
民間保育園職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園格差是正費	1,001,000	1,001,000	1,001,000	1,001,000	1,001,000	1,092,000
民間保育園施設管理費	972,000	540,000	972,000	972,000	648,000	972,000

主食費	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
民間保育園 一時預かり事業	-	-	-	1,524,000	-	1,524,000
民間保育園延長保 育促進事業補助金	1,342,000	300,000	600,000	600,000	600,000	600,000
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	-	-	-	4,474,000
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 16,625	2.3号 9,625	2.3号 16,625	2.3号 16,625	2.3号 11,375	2.3号 18,375
計	4,420,025	2,939,025	3,678,025	5,202,025	3,348,775	9,768,775

補助金内訳 2

(単位:円)

区 分	戸頭東 保育園	藤代駅前 ナーサリ スクール	どんぐり 保育園	たかさご スクール取 手・アネ ックス	取手ふたば 文化	めぐみ 保育園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	-	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	1,001,000	1,001,000	-	1,092,000	1,001,000	1,001,000
民間保育園 施設管理費	1,188,000	648,000	-	1,490,400	864,000	777,600
主食費	8,400	8,400	-	8,400	8,400	8,400
民間保育園 一時預かり事業	-	1,524,000	1,680,000	1,524,000	-	-
民間保育園延長保 育促進事業補助金	600,000	600,000	-	600,000	-	-
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	7,452,000	-	-	-
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 20,125	2.3号 11,375	3号 2,800	1.2.3号 21,330	1.2.3号 31,725	1.2.3号 20,520
計	3,897,525	4,872,775	9,134,800	5,816,130	2,985,125	2,887,520

補助金内訳 3

(単位:円)

区 分	戸頭 さくらの森	みどりが丘 幼稚園	取手幼稚園	つつみ 幼稚園	あづま 幼稚園	白山幼稚園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	-
民間保育園 格差是正費	1,001,000	1,001,000	1,001,000	1,001,000	1,001,000	-
民間保育園 施設管理費	615,600	820,800	432,000	518,400	788,400	-
主食費	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
民間保育園 一時預かり事業	-	-	-	-	-	-
民間保育園延長保 育促進事業補助金	-	-	-	-	-	-

民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	-	-	-	-
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2.3号 18,495	1.2.3号 36,585	1.2.3号 10,125	1.2.3号 38,475	1.2.3号 24,705	1.2号 13,500
計	2,723,495	2,946,785	2,531,525	2,646,275	2,902,505	21,900

補助金内訳 4

区 分	光風台 幼稚園	チュールップ [°] ・チュールップ [°] 第二幼稚園
民間保育園 職員給与改善費	-	-
民間保育園 格差是正費	-	-
民間保育園 施設管理費	-	-
主食費	8,400	-
民間保育園 一時預かり事業	-	-
民間保育園延長保 育促進事業補助金	-	-
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2号 16,200	1号 8,775
計	24,600	8,775

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

【担当：子育て支援課】 P.135

2401 管外保育委託に要する経費 99,994,000円（100,063,000円）

〔国・県 61,543,000円 その他 2,884,000円 一財 35,567,000円〕

＊ 特財積算根拠

〔国負：子どものための教育・保育給付費負担金 39,581,000円〕

〔県負：子どものための教育・保育給付費負担金 18,323,000円〕

〔県補：子どものための教育・保育給付費補助金 3,639,000円〕

〔負担金：民間保育園入所児保護者負担金 2,884,000円〕

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)・幼稚園・認定こども園入所委託料

(単位:延べ人数、円)

園名	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
管外公立保育所(園)	0	9	3	3	15	1,320,803
管外私立保育所(園)	20	76	62	139	297	30,586,814
管外私立施設給付型幼稚園	-	-	43	161	204	10,522,188
管外公立施設給付型幼稚園	-	-	0	0	0	
管外認定こども園1号認定	-	-	144	509	653	27,995,645
管外認定こども園2号3号認定	4	34	31	181	250	16,783,088
管外公立認定こども園2号3号認定	0	12	0	12	24	2,660,312
管外私立地域型保育園	9	61	0	0	70	10,121,451

[担当:子育て支援課] P.135

2701 多子世帯保育料軽減事業に要する経費 34,509,000円 (21,226,000円)

[国・県 17,254,000円 一財 17,255,000円]

* 特財積算根拠

[県補:多子世帯保育料軽減事業補助金 17,254,000円]

○目的

子どもを2人以上持つ世帯における3歳未満児の保育料を軽減することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

○内容

県1/2、市1/2を助成する。

助成対象(以下の全てを満たす場合)

第2子以降の3歳未満児であること

国基準額表の第4階層の一部(市民税所得割課税額が、二人親世帯については57,700円以上。ひとり親世帯については77,101円以上)から第5階層に属する世帯の児童であること

第3子以降については所得制限が撤廃となる。

第3子分

市階層	国階層	利用者負担割合	保育必要量	年間延児童数	利用者負担額(月額,円)	市負担額(円)
5	4	全額	標準時間	12	13,300	159,600
5	4	全額	短時間	12	13,100	157,200
6	4	全額	標準時間	24	20,000	480,000
6	4	全額	短時間	12	19,700	236,400
6	4	半額	標準時間	36	10,000	360,000
6	4	半額	短時間	36	9,850	354,600
7	5	全額	標準時間	12	27,500	330,000
7	5	全額	短時間	11	27,100	298,100
7	5	半額	標準時間	58	13,750	797,500
8	5	全額	標準時間	36	32,400	1,166,400

8	5	半額	標準時間	48	16,200	777,600
9	5	全額	標準時間	71	36,200	2,570,200
9	5	全額	短時間	24	35,700	856,800
9	5	半額	標準時間	154	18,100	2,787,400
9	5	半額	短時間	36	17,850	642,600
10	6	全額	標準時間	72	39,900	2,872,800
10	6	全額	短時間	12	39,300	471,600
10	6	半額	標準時間	24	19,950	478,800
10	6	半額	短時間	11	19,650	216,150
11	6	全額	標準時間	36	41,200	1,483,200
11	6	半額	標準時間	36	20,600	741,600
12	6	全額	標準時間	12	42,400	508,800
12	6	半額	標準時間	36	21,200	763,200
13	6	全額	標準時間	24	44,500	1,068,000
13	6	半額	標準時間	72	22,250	1,602,000
15	7	半額	標準時間	24	26,000	624,000
15	8	全額	標準時間	84	52,000	4,368,000
15	8	半額	標準時間	24	26,000	624,000
合計				1,049	-	27,796,550

第2子分

市階層	国階層	利用者負担割合	保育必要量	年間延児童数	利用者負担額 (月額, 円)	市負担額 (円)
6	4	全額	標準時間	108	10,000	1,080,000
6	4	全額	短時間	12	9,850	118,200
7	5	全額	標準時間	36	13,750	495,000
7	5	全額	短時間	12	13,550	162,600
8	5	全額	標準時間	24	16,200	388,800
8	5	全額	短時間	24	15,950	382,800
9	5	全額	標準時間	203	18,100	3,674,300
9	5	全額	短時間	23	17,850	410,550
合計				442	-	6,712,250

[担当：子育て支援課] P. 136

2801 子育てのための施設等利用給付に要する経費 84,395,000 円 (0 円)

[国・県 63,295,000 円 一財 21,100,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:子育てのための施設等利用給付費負担金 42,197,000 円]

[県負:子育てのための施設等利用給付費負担金 21,098,000 円]

○ 目的

保育料無償化に伴い、次の場合に施設等利用給付を行う。

- ①新制度未移行園（子ども子育て支援制度に移行していない幼稚園等）を利用する場合
- ②保育の必要性があると認定を受けた者が、認可外保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用する場合

○ 内容

認可外保育施設・預かり保育・一時保育・病児保育・ファミリーサポートセンター事業の利用者に利用給付を行う。

(単位：円)

利用給付区分		上限額	年間延児童数	給付額
認可外施設等利用者	3歳以上児	37,000	230	8,524,800
	3歳未満児	42,000	120	5,053,104
新制度移行園	預かり保育	11,300	4,968	56,138,400
新制度未移行園	施設等利用	25,700	492	12,644,400
	預かり保育	11,300	180	2,034,000
合計			5,990	84,394,704

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.137

2001 保育所の管理運営に要する経費 586,385,000円 (565,412,000円)

[その他 127,391,000円 一財 458,994,000円]

* 特財積算根拠

[負担金:延長保育利用保護者負担金 1,318,000円]

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金 148,000円]

[使用料:公立保育所使用料(保護者負担分) 80,629,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 2,080,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,670,000円]

[諸収入:管外保育受託収入 1,447,000円]

[諸収入:保育所職員給食代 14,964,000円]

[諸収入:保育所児童給食代 24,048,000円]

[諸収入:一時保育利用者給食代 504,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 583,000円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所6カ所の運営に要する会計年度任用職員保育士等の人件費および施設管理、給食運営等の経費。

[担当：子育て支援課] P.139

2101 保育所の施設整備に要する経費 71,485,000円 (630,109,000円)

[国・県 440,000円 地方債 56,500,000円 その他 10,240,000円 一財 4,305,000円]

* 特財積算根拠

[国補:次世代育成支援対策交付金 440,000円]

[市債:合併特例債 (60,000,000円-440,000円)×95%≒56,500,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 10,240,000円]

○ 目的

子どもたちが安全で安心した保育生活を送るために公立保育所の施設整備を図る。

○ 内容

(1) 井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事に係る経費

・令和2年度 吉田・舟山保育所・東部地域子育て支援センター解体工事
60,000,000円

・吉田・舟山保育所解体工事に係るエアコン・厨房機器・物置移設工事
2,618,200円

・井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事影響事後調査業務委託料
3,916,000円

(2) 白山保育所空調機器修繕

・白山保育所空調機器修繕 4,950,000円

[担当：子育て支援課] P.139

2201 子育て支援に要する経費 20,102,000円 (16,111,000円)

[国・県 13,400,000円 その他 160,000円 一財 6,542,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 6,700,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 6,700,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 160,000円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換の場の提供と、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・井野なないろ地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.140

2301 一時的保育事業に要する経費 15,831,000円 (9,462,000円)

[国・県 6,356,000円 その他 5,292,000円 一財 4,183,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,178,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 3,178,000円]

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 5,292,000円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。

○ 内容

白山・久賀・永山・井野なないろ保育所において、満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行うための一時保育事業管理運営費。

2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P. 141

2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,466,000円(1,466,000円)

[国・県 1,086,000円 その他 6,000円 一財 374,000円]

* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等負担金 (242,642円-1,100円)×6月×1/2≒724,000円]

[県負：母子生活支援施設措置費等負担金 (242,642円-1,100円)×6月×1/4≒362,000円]

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100円×6月≒6,000円]

○ 目的

保護が必要な配偶者のいない母子世帯を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

民間母子生活支援施設への入所費用を負担する。

[担当：子育て支援課] P. 141

2002 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費

12,187,000円(13,835,000円)

[国・県 9,140,000円 一財 3,047,000円]

* 特財積算根拠

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 12,187,000円×3/4≒9,140,000円]

○ 目的

母子家庭・父子家庭の父母が、就職に有利で生活の安定に役立つ国家資格(指定)を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

母子家庭の母、父子家庭の父が、養成機関で1年以上修学する場合に給付金を支給する。

3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 143

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,370,000円(1,267,000円)

[国・県 1,027,000円 その他 3,000円 一財 340,000円]

* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 1,370,000円×3/4≒1,027,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 3,000円]

○ 目的

就労阻害要因の無い稼働年齢層の生活保護受給者の就労を支援するため、会計年度任用職員を雇用して就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率3/4。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 144

2001 生活保護に要する経費 1,964,000,000 円 (1,930,000,000 円)

[国・県 1,523,000,000 円 その他 2,000 円 一財 440,998,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:生活保護費負担金 1,964,000,000 円×3/4=1,473,000,000 円]

[県負:生活保護費負担金 200,000,000 円×1/4=50,000,000 円]

[諸収入:生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入:生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数	910 世帯	・扶助費	1,964,000,000 円
・保護人数	1,137 人	(内訳)	生活扶助 584,005,000 円
・保護率	10.6‰(パーミル)		住宅扶助 285,109,000 円
(令和元年 12 月末現在)			教育扶助 6,092,000 円
			医療扶助 998,999,000 円
			介護扶助 74,157,000 円
			出産扶助 800,000 円
			生業扶助 3,295,000 円
			葬祭扶助 2,100,000 円
			施設事務費 8,743,000 円
			就労自立給付金 300,000 円
			進学準備給付金 400,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当:社会福祉課] P.145

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

・災害見舞金	200,000 円
・災害援護資金貸付金	1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

・死亡	100,000 円
・全治 3 カ月以上の負傷	50,000 円
・全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷	30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、減失等の場合

(1) 住家全壊(全焼) 3 人以下の世帯	70,000 円
-----------------------	----------

	4人以上の世帯	100,000円
(2) 住家半壊(半焼)	3人以下の世帯	30,000円
	4人以上の世帯	50,000円
(3) 住家部分焼		10,000円
(4) 住家以外の家屋焼失(20㎡以上の建物を対象とする)		
	全壊(全焼)	20,000円
	半壊(半焼)	10,000円
(5) 借家	(1) から (4) まで列記の半額以下とする。	
3. 床上浸水の場合		30,000円

[担当：社会福祉課] P.145

2101 被災者生活再建支援補助事業に要する経費 250,000円 (250,000円)

[国・県 125,000円 一財 125,000円]

* 特財積算根拠

[県補:被災者生活再建支援制度補助金 125,000円]

○ 目的

被災者生活再建支援法の適用にならない自然災害に対し、居住する住宅に著しい被害を負った世帯に、法と同趣旨の支援金を支給することで、世帯の生活再建を支援する。

○ 内容

茨城県内において、被災者生活再建支援法が適用された市町村が1以上、又は、同法の適用はないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害で、茨城県被災者生活再建支援補助金要項の補助の対象となる世帯へ補助する。

・基礎支援金 複数世帯 半壊世帯 250,000円×1世帯=250,000円

[参考] 被災者生活再建支援補助金の額

1. 基礎支援補助金

(1) 複数世帯	全壊世帯	1,000,000円
	解体世帯	1,000,000円
	大規模半壊世帯	500,000円
	半壊世帯	250,000円
(2) 単数世帯	全壊世帯	750,000円
	解体世帯	750,000円
	大規模半壊世帯	375,000円
	半壊世帯	187,500円

2. 加算支援補助金

(1) 複数世帯	建設・購入	2,000,000円
	補修	1,000,000円
	賃貸	500,000円
(2) 単数世帯	建設・購入	1,500,000円
	補修	750,000円
	賃貸	375,000円